

信州大学教職大学院に関する覚書

信州大学（以下「甲」という。）と長野県教育委員会（以下「乙」という。）との連携に関する協定書に基づき、信州大学教職大学院（以下「教職大学院」という。）において優れた教員の養成及び現職教員の資質能力の向上に資するため、以下のとおり合意し、覚書を締結する。

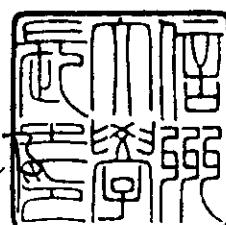
1. 甲は、長野県内の公立諸学校の教員（大学を除く。）（以下「公立学校教員」という。）から、乙の定める要綱に基づき教職大学院への出願があった場合は、教職大学院学生募集要項により選抜するものとする。
2. 甲は、教職大学院へ入学した公立学校教員が所属する学校を拠点校（以下「拠点校」という。）とし、乙は、当該拠点校に教職大学院へ入学した教員と同数の教員を配置するものとする。
3. 甲は、拠点校とした当該学校を設置管理する市町村教育委員会の了承を得て、拠点校の教育課題に対応した教職大学院の授業を実施するものとする。
4. 甲が、拠点校において行う教職大学院の授業は、当該拠点校に在職する全教員の資質能力の向上に寄与するよう努めるものとする。
5. 甲は、1.に係る令和5年度以降入学者について、授業料及び入学料の半額を免除する。
6. 甲は、事前に乙の了承を得て、信州大学教育学部附属学校園（以下「附属学校園」という。）の教員又は公立学校教員等から、4名程度を専門職大学院設置基準第5条第3項に規定する専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（以下「実務家教員」という。）として採用するものとする。
7. 甲は、附属学校園の教員から実務家教員に採用された教員と同数の教員を、乙と協議の上、当該附属学校園に採用するものとする。
8. 実務家教員の任期は3年程度とし、4月1日を始期とし、翌年以降の3月31日を終期とする。
なお、任期満了後は、附属学校園へ配置換、若しくは長野県内の教育機関へ再採用するものとする。
9. この覚書に定める事項について疑義が生じた場合及びその他教職大学院における教育の実施に係る連携協力について、この覚書に定めのない事項は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が署名捺印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年3月22日

甲 信州大学長

中村 勝一



乙 長野県教育委員会教育長

原山 隆

